

資料が足りないと、再来局が必要になる場合もあります。

# お持ちいただくものチェックリスト

会場へのパソコンの持込はご遠慮ください。見誤りをなくすため、必ずプリントアウトしてお持ちください(帳簿・試算表・集計表)。

税務署から届いた税務書類	所得控除関連の証明書(控除を適用する場合)
<input type="checkbox"/> 平成29年分青色申告決算書 (H.28年分本財団受講者)★	<input type="checkbox"/> 医療費の明細一覧表(要作成)◎、補てん金額 ※ 病院・薬局など、項目ごとにまとめて一覧表を作成してください。
<input type="checkbox"/> 平成29年分所得税確定申告書 (H.28年分本財団受講者)★	<input type="checkbox"/> 寄附金の控除証明書 ◎
★e-Tax代理送信した方は、 確定申告のお知らせ(はがき)をお持ちください。 (注) 平成28年分以前にe-Tax(代理送信含)を利用して申告された方には、税務署から決算書・申告書は送付されませんので、ご注意ください。	<input type="checkbox"/> 国民健康保険料(通知書は不可) ※
	<input type="checkbox"/> 国民年金・国民年金基金 控除証明書 ◎
平成28年分(前年)の資料	<input type="checkbox"/> 介護保険料 ※
	<input type="checkbox"/> 小規模企業共済払込証明書 ◎
<input type="checkbox"/> 確定申告書の控 (署・会収受印ある物*代理送信は印なし)	<input type="checkbox"/> 生命保険料控除証明書 ◎
<input type="checkbox"/> 青色申告決算書の控 (署・会収受印ある物*代理送信は印なし)	<input type="checkbox"/> 地震保険料・旧長期損害保険料控除証明書 ◎
<input type="checkbox"/> 集計表または月別試算表	<p style="color: red;">上記※は1年間の合計を出してきてください。</p> <p>紛失の場合は、保険会社等に再発行を依頼してください。 年間の金額の分かる通知(ハガキ等)があれば、お持ちください。 (平成29年度[H.29.4~H.30.3]の通知書不可。 年度ではなく「1~12月分」です)</p> <p>◎については、控除証明書、領収書の添付が必要です。</p>
<input type="checkbox"/> 修正申告、損失申告などをした方はそれらの控	
平成29年分の帳簿など	
<input type="checkbox"/> 各種帳簿(会計ソフトを利用している方は、総勘定元帳を印刷)	
<input type="checkbox"/> 集計表(科目毎の合計済のもの)または月別試算表	
<input type="checkbox"/> 棚卸の年末残高	

その他	
<input type="checkbox"/> 印鑑(認印可) <input type="checkbox"/> 予約申込書本人控 (本会に送ったものの控え) <input type="checkbox"/> マイナンバーの確認できる書類または写	
<input type="checkbox"/> 専従者や従業員がいる .....	「源泉徴収簿」
<input type="checkbox"/> 土地、建物、車両等に異動があった .....	「それらに関する書類一式」
<input type="checkbox"/> 生命保険等の満期返戻金があった .....	「その計算書」(収入および必要経費等の記載があるもの)
<input type="checkbox"/> 年金を受け取っている .....	「公的年金等の源泉徴収票」(年金のはがき)
<input type="checkbox"/> 借入金がある .....	「計算明細書」
<input type="checkbox"/> 給与所得者である .....	「源泉徴収票」
<input type="checkbox"/> 住宅借入金等特別控除を適用 .....	「借入金年末残高証明書」
<input type="checkbox"/> 報酬など源泉徴収された収入がある .....	「支払調書」
<input type="checkbox"/> 株の譲渡等があった .....	「特定口座年間取引報告書」▲

《注意》以下に該当する方は、**該当書類**をお持ちください!

- 建物購入等で事前サポートを受けている方は、その際に作成した書類一式・決算記録カード
- ▲●株の譲渡等で特定口座以外の方は、**事前に税務署で計算書を作成してから**受講するようお願いいたします。  
(作成の必要がない場合もあります)
- 車両購入明細書、修繕費の見積書等